なら食と農の魅力創造国際大学校校則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第五十二号

なら食と農の魅力創造国際大学校校則の一部を改正する規則

なら食と農の魅力創造国際大学校校則（昭和五十八年三月奈良県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（称号）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　アグリマネジメント学科を卒業した者は専門士（農業専門課程）と、フードクリエイティブ学科を卒業した者は専門士（衛生専門課程）と称することができる。

第二号様式（その一）及び同様式（その二）中「氏名　　印」を「氏名　　」に改める。

第三号様式中「証しまます」を「証し専門士（　専門課程）と称することを認めます」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。